平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

<table>
<tr><td>制　度　名</td><td colspan="3">高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">所得税・法人税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから２年以内のもの）を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成 26 年度末まで、２年間延長すること。

（租税特別措置法第 12 条の２第１項第１号、第 45 条の２第１項第１号、第 68 条の 29 第１項第１号）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）</td><td>― 百万円
（▲13,700 百万円の内数）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的

本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器、器具備品等の設備の近代化及びその充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することを目的とする。

⑵　施策の必要性

病院等の医療用機器、器具備品は、医療を行う上で必要不可欠なものであり、高い公共性を有する。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するために不可欠である。医学医術の進歩に応じて医療用機器は日々進歩しており、一定レベルの医療の提供を確保するためには、医療機器の取得、早期買換えを行う必要があり、本施策が、大きな役割をはたしている。</td></tr>
</table>

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標１　地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標１　日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 25 年４月１日から平成 27 年３月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。
		政策目標の達成状況	近代的な医療用機器を導入したことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質な医療を提供できている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	病院団体へのアンケートの結果、２２１病院のうち、７８病院において、１３９件の特例措置の適用があった。（現時点でアンケート未集計により平成 21 年時集計データを利用）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業等投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	独立行政法人福祉医療機構による低利での融資制度（機械購入資金）（平成 24 年度　55 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	独立行政法人福祉医療機構は、医療機器購入資金に対して低利融資を行っている。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>要望の措置の妥当性</td><td>国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額の要件を満たす高額医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td colspan="2">租税特別措置の適用実績</td><td>租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の総額を記載。
平成 21 年度　545,446 百万円
平成 22 年度　475,648 百万円
※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」より推計</td></tr>
<tr><td colspan="2">租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入を促進するためには、経費負担に軽減が効果的である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前回要望時の達成目標</td><td>医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>当該措置により、一定程度の効果は得られている。しかしながら、医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえると、より良質な医療の提供のために、性能の向上した医療用機器の導入・買い換えに向けた支援を継続することが不可欠である。（※アンケート結果を利用）</td></tr>
<tr><td colspan="3">これまでの要望経緯</td><td>昭和 54 年創設以降償却率・取得価格を見直しながら２年毎の延長。
<table><tr><th>年度</th><th>償却率</th><th>取得価格の下限</th></tr><tr><td>昭和 54 年（創設）</td><td>25%</td><td>800　千円</td></tr><tr><td>昭和 56 年</td><td>20%</td><td>1,100　千円</td></tr><tr><td>昭和 58 年</td><td>18%</td><td>1,400　千円</td></tr><tr><td>昭和 60 年</td><td>16%</td><td>同上　千円</td></tr><tr><td>昭和 62 年</td><td>同上</td><td>1,600　千円</td></tr><tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上　千円</td></tr><tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800　千円</td></tr><tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000　千円</td></tr><tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200　千円</td></tr><tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上　千円</td></tr><tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400　千円</td></tr><tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000　千円</td></tr><tr><td>平成 11 年</td><td>同上</td><td>同上　千円</td></tr><tr><td>平成 13 年</td><td>同上</td><td>同上　千円</td></tr><tr><td>平成 15 年</td><td>同上</td><td>5,000　千円</td></tr></table></td></tr>
</table>

平成 17 年	同上	同上　千円	
平成 19 年	同上	同上　千円	
平成 21 年　※1	同上	同上　千円	
平成 23 年　※2	12%	同上　千円	

※１　平成 21 年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから２年以内のものに限定。
※２　平成 23 年延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。